相続債権者等遺言者への請求申出の催告

本籍鳥取県西伯郡伯耆町上野三六八番地、最後の住所鳥取県西伯郡伯耆町上野三六八番地

被相続人　亡　堀田　光宏

右被相続人の相続人のあるいとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十五日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十一日

鳥取県米子市久米町四五番地

相続財産清算人　弁護士　足立　珠希

相続債権者等遺言者への請求申出の催告

本籍広島市西区井口三丁目一四番、最後の住所広島市西区井口三丁目一四番七―五号

被相続人　亡　上田　静枝

右被相続人の相続人のあるいとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十三日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十一日

広島市中区広瀬北町八番一一号寺西ビル二階

相続財産清算人　司法書士　田村　真子

相続債権者等遺言者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市西区池亀一五番地、最後の住所熊本市西区花園七丁目五七番一一号サンガーデン花園Ｃ棟二〇一号

被相続人　亡　内田　正明

右被相続人の相続人のあるいとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十一日

熊本市中央区京町二丁目二番四二号三階

山本・中山法律事務所

相続財産清算人　弁護士　山本　好郎

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地・建物　滋賀県近江八幡市若葉町五丁目一八七九番地二〇

二　供託所　大津地方法務局彦根支局

三　供託番号

（一）対象土地　令和八年度金第一〇四号

（二）対象建物　令和八年度金第一〇四号

四　供託金額

（一）対象土地　三、三九七、四七四円

（二）対象建物　五〇七、五一一円

五　裁判所　大津地方裁判所彦根支部

六　事件名　所有者不明土地及び建物管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第一〇号

令和八年九月十一日

滋賀県彦根市小泉町三〇〇番地九サンハイツビルⅡ四階四〇一号

所有者不明土地及び建物管理人　小財　憲司

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地・建物　福岡県北九州市小倉南区北方三丁目八六〇番一

二　供託所　福岡法務局北九州支局

三　供託番号

（一）対象土地　令和八年度金第六一四号

（二）対象建物　令和八年度金第六一五号

四　供託金額

（一）対象土地　二百十万三千四百五十五円

（二）対象建物　四十九万三千四百三円

五　裁判所　福岡地方裁判所小倉支部

六　事件名　所有者不明土地及び建物管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第十号

令和八年九月十一日

福岡県北九州市小倉北区大手町一一番三号

大手町アイビースクエア三階

所有者不明土地及び建物管理人　阿部　哲茂

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　岩屋　一彦

住所　福岡県福岡市花野町二八七番地

生年月日　昭和三十六年四月二十二日

二　供託所　福岡法務局

三　供託番号　令和八年度金第一四二九号

四　供託金額　四八四万四三三七円

五　裁判所　福岡家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第七〇〇九号

令和八年九月十一日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一五番三三号　ダイアビル福岡赤坂四〇一号

不在者財産管理人　弁護士　三留　和剛

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和８年９月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①あおもりりんご旅行社　②第３種旅行業　③青森県知事登録旅行業第３－154号　④千葉好通　青森県青森市赤坂二丁目24番13号　⑤営業所　青森県東津軽郡今別町大字山崎字山元77番４　⑥平成28年９月12日　⑧令和８年８月17日　⑩300万円　⑪青森県知事　⑫青森県東津軽郡今別町大字山崎字山元77番４　千葉好通

Ｃ　①一般社団法人しもきたツーリズム　②地域限定旅行業　③青森県知事登録旅行業第地－５号　④一般社団法人しもきたツーリズム　青森県むつ市田名部町10番１号　代表理事　山本知也　⑤本社営業所　青森県むつ市田名部町10番１号　⑥平成27年12月７日　⑨令和８年８月13日　⑩100万円　⑪青森県知事　⑫青森県むつ市田名部町10番１号　一般社団法人しもきたツーリズム　代表理事　山本知也

Ｂ　①ＳＡＷＡＫＩ国際株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－8849号　④ＳＡＷＡＫＩ国際株式会社　山梨県甲府市住吉五丁目４番９号　代表取締役　藤田英明　⑤東京支社　東京都豊島区池袋１－８－５　１階　⑥令和７年９月４日　⑧令和８年７月７日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫山梨県甲府市住吉五丁目４番９号　ＳＡＷＡＫＩ国際株式会社　代表取締役　藤田英明

Ｂ　①国際旅行サービス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6740号　④有路重明　東京都練馬区大泉学園町４丁目29番28号　⑤本社　東京都練馬区大泉学園町４－29－28　⑥平成26年１月16日　⑧令和８年８月３日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都練馬区大泉学園町４丁目29番28号　亡　有路重明　相続人　有路住江

Ｂ　①株式会社協和企画　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－7826号　④株式会社協和企画　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地　代表取締役　村井啓太　⑤本店　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地御茶ノ水ソラシティ13階　⑥令和元年８月15日　⑧令和８年８月４日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地　株式会社協和企画　代表取締役　村井啓太